

中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定による認定申請のご案内

1 「特定中小企業者」認定制度の趣旨と効果

国においては、金融機関の合併・再編、支店や人員の削減（経営の相当程度の合理化）の煽りを受けて貸出減少に直面する中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため、中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定に基づく金融機関の指定を行っています。

これら指定金融機関からの借入額が全体の借入に占める比率が10%以上の中小企業者であって、かつ、指定金融機関からの借入額が前年同期比で10%以上減少している場合等、所定の要件を充たすと「特定中小企業者」の認定を受けることができ、当該認定を受けると同法に基づく「保証の特例措置（セーフティネット保証）」の対象となり、信用保証協会の債務保証について保証限度額の別枠化の措置を受けることが可能になります。

2 認定の要件

- ① 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること
- ② 市内に本店を有していること（個人事業主の場合、市内に事業本拠を有していること）
- ③ 許認可等を必要とする業種については当該許認可を受けていること
- ④ 次の条件を全て充たしていること
 - (イ) 経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること
 - (ロ) 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること
 - (ハ) 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること

3 必要書類

- ① 中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定による認定申請書 2通
- ② 直近（申請日から概ね1ヶ月以内）及び前年同日時点における、申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び指定金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等
- ③ 前期決算書〔勘定科目明細を含む〕（個人事業主の場合、前年度確定申告書の写し）
- ④ 登記事項証明書の写し（個人事業主の場合、住民票の写し）
- ⑤ 許認可業種にあつては当該許認可証の写し

4 その他

- ① ここで言う「借入額」とは金融機関からの借入を指し、役員・家族等からの借入は含みません。また、事業資金以外の借入（住宅ローン、自家用車ローン）も原則として含みません。なお、事業資金であっても手形割引も含みません。
- ② 申請後、概ね2日程度で認定の可否を審査し、認定が決定すると提出された申請書のうち1通に必要事項を記載して交付します。
- ③ 当該認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があり、本認定を受けることは必ずしも金融機関による融資及び信用保証協会による債務保証を確定するものではありませんのでご留意下さい。
- ④ 申請にあたって必要事項の聞き取りをさせていただく必要がありますので、郵送による申請は受け付けておりません。直接窓口までお越し下さい。

